

名古屋港管理組合公報

平成15年10月31日

(金曜日)

第 317 号

目 次

規 則

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

○港湾施設の変更及び使用再開…………… 1
○港湾施設の使用再開…………… 2

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十五年十月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十五号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四十二百五十円」を「四千二百円」に改める。

別表第二常時介護を要する状態の項中「十万八千三百円」を「十万六千五百円」に、「五万八千七百五十円」を「五万七千五百八十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万四千五百五十円」を「五万三千五十円」に、「二万九千三百八十円」を「二万八千七百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第二の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償について適用し、施行日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第54号

平成15年名古屋港管理組合告示第49号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年10月20日から次のとおり変更し、使用を再開した。

平成15年10月31日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 ^級	18号岸壁隣接	平方メートル 2,800	図による

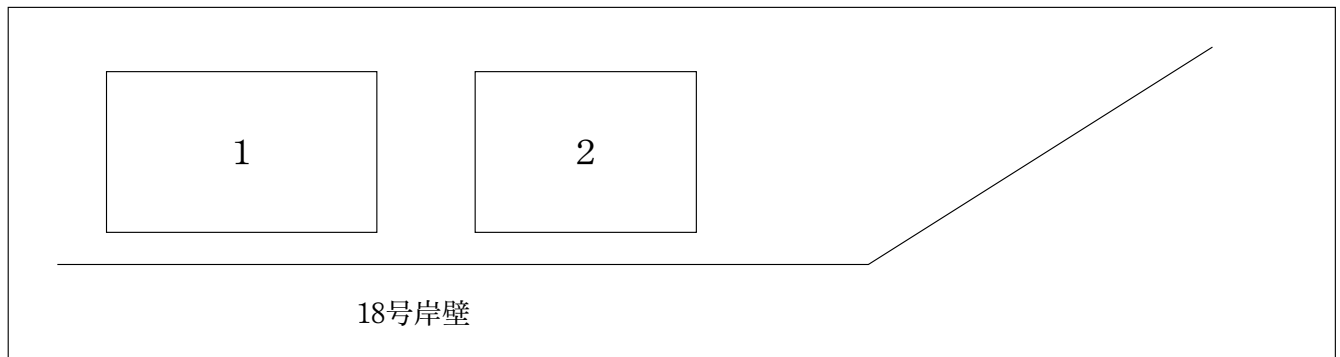
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 ^級	18号岸壁隣接	平方メートル 4,180	図による

図 (稲北D荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 稲北Dの区画の面積は、1は2,660平方メートル、2は1,520平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第55号

平成13年名古屋港管理組合告示第24号で使用停止した次の
港湾施設は、平成15年11月1日から使用を再開する。

平成15年10月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
金城ふ頭東部A荷さばき地 (金城東A)	1 ^級	52号岸壁隣接	平方メートル 13,310

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合